

---

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第2、議案第13号 平成29年度松崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第13号 平成29年度松崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

詳細は担当から説明いたします。

（健康福祉課長 新田徳彦君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はございませんか。

○2番（伴 高志君） 29年度の補正ということで、30年度からの保険料の計算の方法が変わるということで、後期高齢に関しては、統一した形でこれまで少しやってきましたけれども、これに移行していく過程で負担金の割合だとか、そういったところは、この広域でやっている関係とか、変わってくるのか、そういうことはありますか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 保険料の値上げにつきましては、あくまでも30年度からということになっておりますので、本補正予算につきましては影響はございません。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第13号 平成29年度松崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(土屋清武君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---